

なぜ進まない！絶対高さ制限の都市計画決定

今議会にも「都市計画高度規制地区変更の早期成立のお願い」の陳情が出されている。

高さ33メートル、横幅103メートルの城壁のようなマンションに対し、工事中止の仮処分の訴え、建築審査会開催請求しながら、70才を越える高齢者が座り込みを26日間続けているという。

建物の絶対高さ制限について、昨年3月に方針が示された時は、「19年度中には都市計画決定したい」との説明があった。

また、昨年の第2回定例会では、「今年度中の都市計画変更を目指して作業を進めたい」と答弁している。

第3回定例会においては、慎重な審議を求める議員の質問に対し、市長は「本市にふさわしい良好な住環境を実現するためには、非常に大きなルールであり、市民への説明責任を十分に果たしながら制度づくりをしていく」と述べた。

また、駆け込み的なマンション建設についても「事業者今回の高度地区変更の趣旨を理解していただく」（第3回定例会）「事業者が高さ制限に適合するよう協議の中でお願いしている」（第4回定例会）と答弁している。

議会でこうした答弁を繰り返しながら、いわば市民への約束であった19年度内の都市計画決定が

できなかったことは、市民の切なる期待を大きく裏切るもの。

12月の公聴会以降なぜ都市計画決定の作業が遅れているのか、なぜ精力的に周知、説明を行なわないのか、慎重な審議を求める議員の意見に配慮しているのか。

これでは、駆け込み的なマンション建設について行政指導するどころか、市が救済しているとは思えない。

70才を越える市民が座り込みをしなくてもいいように、一刻も早く、都市計画決定をすべきではないかと質したが、市からは納得できる説明と答弁はなかった。



ブレーキをかける保守会派

この問題は、都市計画決定寸前までいきながら、開発業者と保守会派の議員が「市民への周知、説明が足りない」との理由でブレーキをかけている。

市民から出された早期の都市計画決定を求める陳情も、保守会派の反対で不採択となった。

私道の公衆道路使用部分

5年間遡って固定資産税を返還

分筆されていない私道であっても、公衆道路として使用されていれば、申請によって固定資産税が非課税になるが、これまでは申請のあった翌年から非課税になっていたが、市は池沢議員の質問に申請時から過去5年間遡って固定資産税を返還すると答弁した。

また、平成17年度までは通り抜けのできる道路に限定されていたが、平成18年度から行き止まり道路にも対象範囲が拡大されている。

まだ、未申請の方は市の固定資産税課に問い合わせるか、私にご相談下さい。

19年度に所得のない方に住民税を還付

19年度に所得税を引き下げ、その分、住民税を引き上げる、国から市への税源移譲が行なわれましたが、住民税は前年度の所得に課税されるため19年度に所得のない方は、住民税の引き上げのみが行なわれました。

これらの方々には、納付された平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

該当すると思われる方には、市から申請書が送られますが、7月31日までに手続きが必要です。

19年度中に市外に転居された方や市から連絡のない方でも該当すると思われる方は、市民税課に問い合わせるか、私にご相談ください。